

法務省政策評価懇談会（第63回）議事要旨

1. 日 時

令和3年2月16日（火）14:27～16:21

2. 場 所

法務省地下1階大会議室等

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

| | |
|------------|-----------------------|
| 朝 日 ちさと | 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 |
| 伊 藤 富士江 | 上智大学客員研究員・元教授 |
| 井 上 東 | 公認会計士 |
| 大 沼 洋 一 | 弁護士 |
| (座長) 篠 塚 力 | 弁護士 |
| 宮 園 久 栄 | 東洋学園大学人間科学部教授 |

<省内出席者>

| | |
|-------------------|----------|
| 政策立案総括審議官 | 竹 内 努 |
| 官房参事官兼企画再犯防止推進室長 | 早 湊 宏 毅 |
| 官房付兼秘書課付 | 野 田 洋 平 |
| 国際課付 | 神 吉 康 二 |
| 司法法制部参事官 | 渡 邊 英 夫 |
| 官房付兼司法法制部付 | 川 副 万 代 |
| 民事局付兼登記所適正配置対策室長 | 遠 藤 啓 佑 |
| 民事局付 | 吉 賀 朝 哉 |
| 民事局付 | 福 田 宏 晃 |
| 官房付兼企画調査室長 | 南 部 晋 太郎 |
| 矯正局成人矯正課警備対策室長 | 楢 引 唯 一郎 |
| 保護局観察課企画調整官 | 田 代 晶 子 |
| 人権擁護局参事官 | 唐 澤 英 城 |
| 出入国在留管理庁政策課調整官 | 川 畑 豊 隆 |
| 公安調査庁総務部総務課企画調整室長 | 小 林 賢 一郎 |

【ウェブ参加】

| | |
|-------------|-----------|
| 官房付 | 谷 澤 衣 里 子 |
| 秘書課企画調査官 | 山 田 正 浩 |
| 秘書課企画調整官 | 吉 田 純 孝 |
| 人事課付 | 栗 原 一 紘 |
| 官房参事官（予算担当） | 深 野 友 裕 |

| | |
|-----------------|---------|
| 施設課技術企画室長 | 山 北 孝 治 |
| 厚生管理官総括補佐官 | 吉 原 仁 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 川 野 道 史 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 小 島 まな美 |
| 矯正局成人矯正課企画官 | 森 田 裕一郎 |
| 矯正局少年矯正課企画官 | 山 本 宏 一 |
| 訟務局訟務企画課訟務広報官 | 高 橋 史 典 |
| 法務総合研究所総務企画部副部長 | 松 本 剛 |
| 法務総合研究所国際協力部副部長 | 伊 藤 浩 之 |

<事務局>

| | |
|----------------|---------|
| 秘書課政策立案・情報管理室長 | 渡 辺 英 樹 |
| 秘書課補佐官 | 下 谷 知 己 |

4. 議 題

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
 規制の事前評価書（案）について

5. 概 要

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）及び規制の事前評価書（案）について、各委員から意見を聴取した。

6. 主な意見・指摘等

別添1「令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見」
 及び別添2「規制の事前評価書（案）に対する質問・意見」のとおり

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見
基本政策 I 関係

別添 1

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|--------------------|------|---|--|
| 1 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 篠塚委員 | P10別紙 刑事訴訟法等の見直し | 身体拘束の強化のみではなく、国際的な人権条約に違反する、あるいは違反するおそれのある身体拘束を防ぐための法改正も検討すべきではないのでしょうか。昨年11月の国連人権委員会の恣意的拘禁作業部会の意見書及び12月の法務検察行政刷新会議報告書における積極意見で指摘されている「人質司法」の解消及び取調べへの弁護士立会の運用及び法制度化について、どのような対応を検討していますか。 |
| 2 | 法曹養成制度の充実 | 篠塚委員 | P15【測定指標2】 法曹志望者の増加 | 法曹志望者の増減についての状況を伺いたい。 特に、女性の司法試験受験者の実数(実際に受験した人数)及びその割合は、どのように推移していますか。 短答式及び最終合格者における司法試験合格者に占める割合の近年推移はどのようなものでしょうか。 |
| 3 | 法教育の推進 | 井上委員 | P31【測定指標1】 | P31「法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数」が元年度に大幅な伸びを見せているが、その理由を教えてください。 |
| 4 | 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 | 朝日委員 | P36【測定指標1の参考指標】 セミナー・シンポジウム参加者の総数(人) (オンライン視聴者を含む。) 人材育成研修受講者の総数(人) (オンライン視聴・教材受講者を含む。) | 「コロナ禍によりオンライン参加が常態化していることから、オンラインによる参加者・視聴者数も含めることとしている。」とあり、参加方法の変更によって参加可能容量が増えたなどによる受講者数の増加が想定されますが、対面の場合と効果としては同様と考えてよいのでしょうか。相違があれば教えてください。 |

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見
基本政策Ⅱ関係

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|---------------------|------|--|--|
| 1 | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施 | 伊藤委員 | P39【測定指標1】 | 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数について、令和3年度の100というのは、新たに100を目指すのか、今まで策定済みの地方公共団体数も含めているのか、分かりにくい。「策定している」という表現が適切でないのかもしれない。 同様に、下段の過去の実績についても、年度ごとなのか、累積数なのか。 |
| 2 | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施 | 伊藤委員 | P39～40【測定指標2】達成手段①② | 指標として、協議会等の実施数および学習支援事業の導入数を調べるのか。単に実施数だけでなく、内容も重要ではないか。好事例を集めるなど内容の検討はできないか。 |
| 3 | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施 | 宮園委員 | P39【測定指標1】 推進計画を策定している地方公共団体数 | 地方公共団体数ではアバウトすぎる気がする。県市区町村レベルという目標設定があった方がいいのではないかと。前年増1割となっているが、1割の根拠はなにか。 |
| 4 | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施 | 宮園委員 | P39～40【測定指標2】 事業の進捗状況 | 事業を開始後の事業の内容や実施、妥当性の検証は入らないのか 協議会の実施回数より内容ではないか。連携の在り方という点、民間の参加も重要。これまでも連携を目的としたこの種の会議については、実施されてきているが、形式的になっている感もあることは否めない(例えば性暴力の支援センターやワンストップ会議、要体協など)。それらの会議をどのようにしたら、実効性のあるものにできるのか、その具体的な指標として何をうたいたいのかいろいろ考えているが... |
| 5 | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施 | 宮園委員 | P40【達成手段①②】 協議会等の実施 SIBを利用した非行少年に対する学習支援 | 論点ははずれていると思うが、学習支援にBBSを利用できないか |
| 6 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 朝日委員 | P43【測定指標1の参考指標】 デジタルフォレンジック研修(上級編)参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したとする回答者数/アンケート回答者数)(%) | 目標である「能力の向上」に対して、「研修の理解」の程度は貢献する情報のひとつであるとは思いますが、これまでの回答結果からほぼ100%回答であり、「向上」に有効かは判断できない指標となっているように思われます。より研修未受講より受講によって有意に差が測定できる指標を設定することが必要ではないでしょうか。 |
| 7 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 伊藤委員 | P43～44【測定指標2】 | アンケート調査結果について、「研修を理解したと回答した者の割合」では、やや漠然とした感想結果の集計になってしまうのではないかと。たとえば「学んだ研修内容について何割、実務に活用したいと思ったか」などもっと具体的に尋ねる方がよい。「犯罪被害者の保護・支援に適切に対処するための知識と技能を身に付けさせること」を目標としているので、測定指標・アンケート調査内容について検討いただきたい。 |

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|----------------------------------|------|---|--|
| 8 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 大沼委員 | P42【測定指標1】 サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上 | 研修アンケートの分析も5年間続いているので、これまでのサイバー犯罪捜査の件数、実情、成果なども参考指標として挙げてはいかがか。 |
| 9 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 宮園委員 | P43【測定指標2】 研修参加者へのアンケート | 研修参加者へのアンケートは必要であると思うが、研修の内容自体が、被害者のニーズにあったものであるかの検証も必要ではないか。また、実際に被害者が相談にいったときの窓口対応についてのアンケートも必要であると思う。これら、3者を総合して検証することが重要と考える。 |
| 10 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 宮園委員 | P44【測定指標3】 広報活動の実施状況 | ネットによる広報活動も必要だと考える。広報テレビ等による配信も行っているが、ネットの該当ページへのアクセス数等も測定指標の一つになるのではないか |
| 11 | 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 伊藤委員 | P49～50【測定指標2】 | 総合警備システムの更新整備施設数について、令和3年度は「2」となっており、令和元年度に比べるとかなり少ないが、すでにほとんどの施設で更新整備されてきた、という理解でよいか。 |
| 12 | 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 宮園委員 | P49【測定指標1】 訓練の実施状況 | 矯正施設に対する地域への理解を推進する視点が欠けていると思う。地域住民と協力した訓練や地域住民への実施状況、内容等を広報することを実施しているかを測定値に入れる必要があるのではないか。これは「国と地方公共団体が連携した取組等の実施」施策と関連する部分でもあると思うが、再犯防止にとって矯正施設への地域住民への理解、透明性は必要不可欠。このような様々な観点から施策を連携させていく視点が重要なのではないか。 |
| 13 | 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 宮園委員 | p50【達成手段①】 矯正施設の保安及び処遇体制の整備 | ①監視カメラ等の保安警備機器類の整備のなかに、監視カメラの映像を記録するHDD等もはいつているか。不服調査検討会の委員を行っているが、監視カメラの映像が上書きされてしまい、映像が残っていないことが多々ある。受刑者にとっても委員にとっても判断のうえで重要なエビデンスになるものであるため、ぜひ、せめて不服申し立ての期間内には映像が保存されることができるような機器の整備をお願いしたい。（機会ある毎にお願いをしております。） |
| 14 | 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 | 井上委員 | P80【測定指標1】 | 目標の欄に「教団の活動状況及び危険性を解明する。」と記載されているが、「危険性を解明する」参考指標が記載されていない。理由を教えてください。 |

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見
基本政策Ⅲ関係

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|--------------------------------|------|-------------------------------------|--|
| 1 | 登記事務の適正円滑な処理 | 大沼委員 | P90【目標設定の考え方・根拠】 所有者不明土地の解消 | 所有者不明土地については、登記名義人となる得る者の調査、登記記録への記録とあるが、法制度としては、その後一定期間を経過したら国庫への帰属などが必要ではないか。 |
| 2 | 登記事務の適正円滑な処理 | 大沼委員 | P91【測定指標1】 大都市型登記所地図作成作業 | 紛争がない土地の境界については、その確認後、登記官が緯度・経度により境界の位置を特定して登記地図に記載し、一定の期間を経た後は争えなくすること、逆に争いのある境界については、周囲の状況、占有状況、占有期間その他により査定する制度を考えるべきではないか。 |
| 3 | 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 | 井上委員 | P109,111,112【測定指標1～4】 「年度ごとの目標値」 | 各ページの目標値が3年度、4年度、5年度と全く同じですが、その理由を教えてください。 |

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見
基本政策Ⅴ関係

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|-------------------------------------|------|----------------------|---|
| 1 | 円滑な出入国審査, 不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現 | 篠塚委員 | P126【測定指標3】 違反事件数 | <p>「平成27年1月1日現在の不法残留者数は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、令和2年7月1日現在では約8万3,000人と増加基調にある」とのことですが、増加の原因はどこにもとめられるのでしょうか。技能実習生の失踪者が多いこともその一つの大きな原因ではないのでしょうか。技能実習制度は、現代の奴隷制度ではないかとの批判も聞きます。日弁連はじめ諸方面から廃止を求める声もあります。適切な改革改善が行われていないことが不法残留者を増加させている原因となっているとは考えられないのでしょうか。</p> |
| 2 | 円滑な出入国審査, 不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現 | 篠塚委員 | P126【測定指標3】 違反事件数 | <p>「更なる不法滞在者の縮減に努める必要があり、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることにより、不法滞在者の縮減につながる」とありますが、不法滞在者の縮減の方法は、強制送還だけではなく、在留特別許可を広く認める方法も検討すべきです。平成16年からの「不法滞在者5年半減計画」の期間内においても、減少者の約25%、約5万人が在留特別許可により正規化されたものであり、強制送還だけで半減が達成されたわけではないと考えられます。</p> <p>政府は、労働力不足解消が「喫緊の課題」であるとして、2018年の臨時国会で入管法を改正し、「特定技能」の在留資格を設け、2019年4月の施行から5年間で最大34万5000人を見込んでいました。しかし、1年半経過した2020年9月の統計によれば、特定技能の在留資格を取得した者は8769人に過ぎず、しかも、技能実習からの在留資格変更が7348人と8割以上を占めており、新規に入国したものは1326名に過ぎません。5年間で34万5000人を達成するためには、1年で7万人、1年半なら10万人が「特定技能」の在留資格を取得していなくてはならないはずで、到底「喫緊の課題」を克服できている状況とはいえません。</p> <p>諸外国では20世紀後半から、労働力の確保、税収・社会保険料の担い手を増やすなど、国のメリットにもなることから、一定の要件を充たす非正規滞在者を一斉に正規化する「アムネ스티」という政策をとっています。</p> <p>「特定技能」では労働力不足という「喫緊の課題」を達成できていない現状においては、既に日本に生活の基盤を有して生活をしている非正規滞在者を活用し、一定の条件を充たす者には在留特別許可を認めるアムネ스티を日本でも実施することを検討実施すべきではないでしょうか。</p> <p>これにより、不法残留者を減少させて人権擁護と恣意的拘禁との国際的な批判を緩和するとともに、2018年において「喫緊の課題」とされた労働者不足を外国人材で補うという要請に応えることができると思います。</p> <p>また、報道によれば、タイでは逮捕・摘発をおそれて表に出られなかった不法就労外国人に対し、感染症対策の強化のため、就労許可を出すとのこと。その規模は100万人にも及ぶとのこと。我が国でも、感染症対策の観点からも、大規模なアムネスティを実施するうえでの参考とすることができるのではないかと思います。</p> <p>https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210115/k10012816791000.html fbclid=IwAR0skcxi2qy2k8N6N9CcoaQHTLrw5mJYVBr14n5Kg5COSZPAYvjI7vGFEjU</p> |

令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見（追加質問）

基本政策 I 関係

| No. | 施策名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------------|------|-------------------------|--|--|
| 1 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 篠塚委員 | 別紙 民事裁判のIT化・民事訴訟法の改正 | <p>訴訟代理人である弁護士の訴状等のオンライン提出の義務化の実施時期は、いつ頃を想定していますか。</p> <p>いわゆるIT弱者といわれる人々に対する支援の環境整備としては、どのような方策を検討していますか。</p> <p>民事裁判のITに伴い必要とされる予算の増額はどのような規模を想定されていますか。</p> | <p>民事裁判手続のIT化については、現在、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会で調査審議が進められております。その中では、委任を受けた訴訟代理人につき、裁判所への訴状等の提出はインターネットによらなければならないこととする考え方についても検討がされておりますが、その当否や、このような考え方を採った場合におけるその実施時期につきましては、部会において現在も審議中であり、現時点では明確には決まっておりません。なお、民事裁判手続のIT化については、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日決定）においてスケジュールの目標が定められており、司法府には、2022年中の民事訴訟法等の改正を前提に、2025年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指すことを期待するとされております。</p> <p>御指摘の「いわゆるIT弱者」とされる方々については、「ITに習熟していない方々」や「経済的理由等からIT機器を所有等していない方々」などがあり、これらの方々に対する支援の環境を整備するためには、IT化の範囲や導入されるシステム等の具体的内容、社会全体のICT化の推進状況や普及率等を踏まえ、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の士業団体、日本司法支援センター（法テラス）、最高裁判所等の関係機関と連携協力して取り組んでいくことが必要と考えています。</p> <p>なお、民事裁判手続のIT化に伴い必要とされる法務省の予算については、改正法の内容を周知するための費用等が考えられるところですが、その詳細については引き続き検討してまいります。</p> |

規制の事前評価書（案）に対する質問・意見

別添 2

| No. | 規制名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|----------------------|------|--|--|
| 1 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | 朝日委員 | P2ページ 1規制の目的、内容及び必要性 ③「遵守費用」は金銭価値化 | 「なお、この負担は、現状においても、これらの登記を受ける際に発生する負担であり、本規制の導入により新たな負担が生ずるものではない。 なお、遵守費用については、120億円程度と見込まれる（登記申請件数 約24万件、1件当たり約5万円）。」 とありますが、24万件とはどのような前提のもとでの件数でしょうか。規制を導入した場合の登記申請の「増分」でしょうか。それとも、すべての登記件数（これまで自主的に登記されていたものの含めて）でしょうか。 |
| 2 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | 朝日委員 | P6ページ 8事後評価の実施時期等 ⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 | 効果指標として、規制の効果は所有者不明土地等の減少、またそれにより生じる民間土地取引の活性化や、公共事業の期間短縮等が考えられるかと思えます。これらの登記件数の変化から派生する効果については、どのような扱いを考えられていますでしょうか。 |
| 3 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | 井上委員 | P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性 | 申請の義務化についての必要性は理解しましたが、もし、義務を果たさない場合、何らかの罰則はあるのでしょうか。 |
| 4 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | 大沼委員 | P2ページ 1規制の目的、内容及び必要性 | 例えば、甲の土地の被相続人が乙、相続人がABCだったとする。遺産分割が未了の場合、ABCは法定相続分に応じた相続登記をすべきか、いつまでにすべきか、過料等のペナルティーはあるのか、また、同土地の名義が乙の父丙であった場合、丙の相続人が乙、Aであるとして、遺産分割未了であるとする、どのような対応をすることが義務付けられるのか。 |
| 5 | 相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化 | 篠塚委員 | P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性② | 【質問・意見の趣旨】 相続登記及び住所変更登記の申請を義務化しても、これらの登記が促進されるようになるか疑問であり、実効性に欠けるのではないか。 【理由】 (1) 1ページ1-②の[課題の発生原因]欄には、「これらの登記の申請がされないことが、課題の主要な発生原因である」と記載されているが、これまでに相続登記及び住所変更登記の申請が義務付けられていれば所有者不明不動産が増加しなかったという関係は認め難いのではないか。むしろ、所有者不明不動産が増加した原因は、これまで国による不動産に関する制度作り（税制を含む）が不足してきたことによるものであるから、まずは第一に国民が無理なく相続登記等を行えるようにする制度を設けることが問題の解決方法である。単に国民に対して義務付けをすることでは解決しないと考えられる（義務付けによる規制手段を設けたとしても、努力義務と大差なしではないか）。 (2) 相続登記の申請を義務化することに関しては、相続放棄の際に複雑な問題が生じることが法制審議会民法・不動産登記法部会（部会資料60・1頁から3頁）でも既に指摘されているようであり、より実行的な解決が図られるべきではないか。 (3) 所有者不明不動産については、法制審議会民法・不動産登記法部会（部会資料59・9頁、部会資料56・12頁から13頁）において、民法の共有関係の規定を改正することで、所在等不明共有者の持分を取得できるようにする旨の提案がされており、これによる所有者不明不動産の解決がはかられるのかもしれないが、かかる持分の取得が行われるのは有用な不動産であり、価値の少ない不動産やいわゆる「負」不動産については持分取得による所有者不明不動産の解決は行われないと考えられる。そうすると、相続登記及び住所変更登記による対応だけになるが、それでは所有者不明不動産問題は解決しないのではないか。 |

| No. | 規制名 | 委員 | 該当箇所 | 質問・意見 |
|-----|---|------|---|---|
| 6 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | 朝日委員 | P2ページ 1規制の目的, 内容及び必要性 ③「遵守費用」は金銭価値化 P5ページ 6代替案との比較 ⑩費用 | 申請者における1件あたりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用について、社会全体としての総費用の観点から、このような申請がどの程度の件数で発生するかの見込みはありますでしょうか。 ※5ページの「費用」における「行政費用」および「遵守費用」にも同様に該当。 |
| 7 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | 井上委員 | P1～2ページ 1規制の目的, 内容及び必要性 | 国庫帰属の申請承認書の提出義務の必要性については理解しましたが、もし、義務を果たさない場合、何らかの罰則はあるのでしょうか。 |
| 8 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | 井上委員 | 全般 | 危険な崖地は国庫帰属させないということですが、人命にかかわるような危険な土地については国庫帰属させた方が公益に資するのではないのでしょうか。 |
| 9 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | 大沼委員 | P2ページ 1規制の目的, 内容及び必要性 | 相続人多数の土地において、この承認申請書は全員の同意が必要か、そうであるとする実効性が乏しくなりはしないか、法定相続分の過半数の者の承認申請でたり、他の相続人は一定期間内に異議を述べることができ、その期間を過ぎると失権する、異議を述べた場合は、同人に所有権の帰属が認められるが、管理費用を負担する義務が生じる、などの方策が必要ではないか。 |
| 10 | 相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務 | 篠塚委員 | P1～2ページ 1規制の目的, 内容及び必要性② | 【質問・意見の趣旨】 1ページ1-②の[規制以外の政策手段の検討][規制の内容]欄のとおり、申請書という書面を提出させる義務を設けることは賛成するが、いわゆる土地所有権の放棄に関しては、粗放的管理が可能である土地については広く認められるべきである。 【理由】 法制審議会民法・不動産登記法部会(部会資料61・1頁以下、部会資料58・1頁以下)においては、当初は、所有者に土地所有権の放棄を認める旨の提案がされていたが、民事的な規律ではなく法務大臣による承認を要求するものとして、行政手続の規定に改めて提案がされている。申請にあたって申請者に書面を要求すること自体は意思確認及び手続の明確性を確保するために必要である。もっとも、この問題は承認がいかなる要件で認められるか(部会資料61・1頁の3項、部会資料58・1頁の3項)、及び承認の際に納入する、「国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額」の金額が重要である(部会資料61・2頁の7項、部会資料58・2頁の7項)。 相当程度厳しい承認の要件に加え、負担金の額が適正な金額を超える場合、国民が制度の利用を断念することとなれば、この制度の趣旨を没却しかねないので、適正な運用が望まれる。 |